



議案第 26 号

平成 30 年度久御山町三郷山財産区特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分につき承認を求めることについて

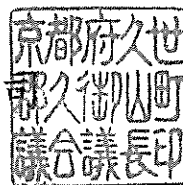
地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

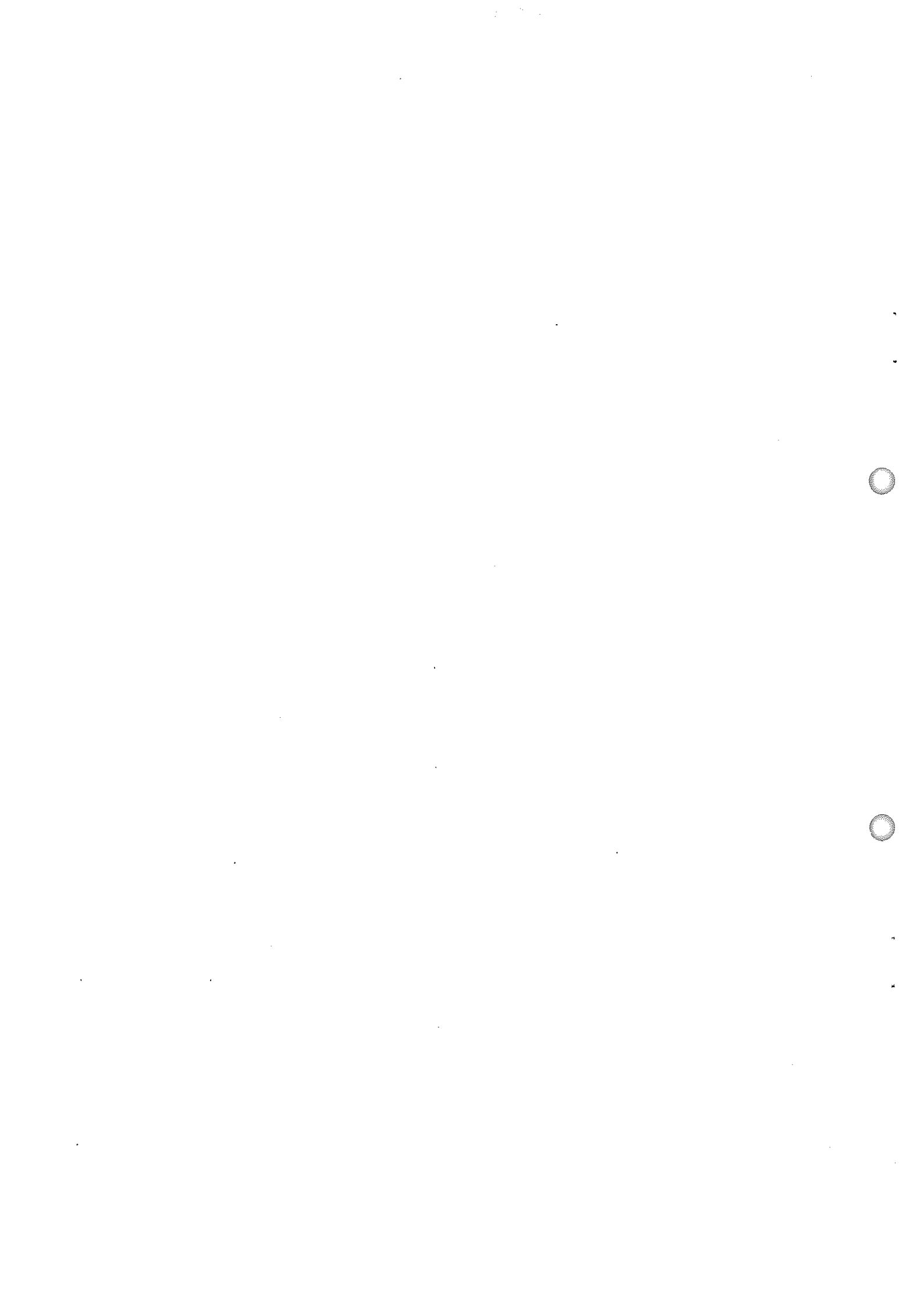
令和元年 5 月 16 日 提出

久御山町長 信 貴 康 孝

令和元年 5 月 16 日 承 認

京都府久世郡久御山町議会議長 内 田 孝





専 決 処 分 書

平成 30 年度久御山町三郷山財産区特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

久御山町長 信 貴 康 孝



平成 30 年度久御山町三郷山財産区特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度久御山町の三郷山財産区特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,126 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
3 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
4 諸 収 入	
	2 雑 入
歳 入	合 計

歳出

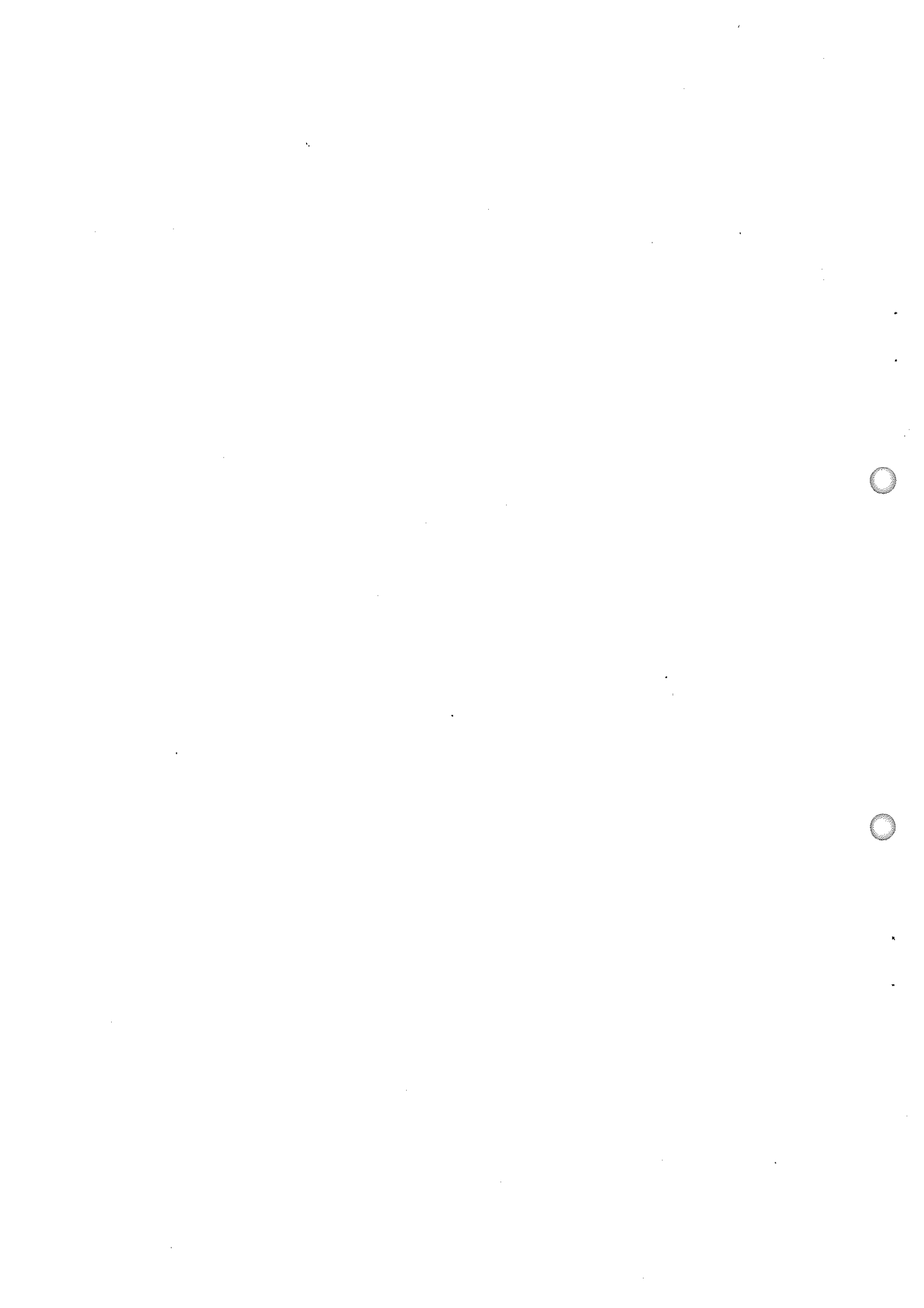
款	項
1 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
4,250	△53	4,197
4,250	△53	4,197
4,546	△446	4,100
4,546	△446	4,100
0	517	517
0	517	517
9,108	18	9,126

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
8,958	18	8,976
8,958	18	8,976
9,108	18	9,126





## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	4,250	△53	4,197
3 繰入金	4,546	△446	4,100
4 諸収入	0	517	517
歳入合計	9,108	18	9,126

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	8,958	18	8,976
歳出合計	9,108	18	9,126

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
0	0	71	△53
0	0	71	△53

2 歳 入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2 利子及び配当金	77	△53	24
計	4,250	△53	4,197

(款) 3 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 三郷山財産区基金繰入金	4,546	△446	4,100
計	4,546	△446	4,100

(款) 4 諸収入

(項) 2 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	0	517	517
計	0	517	517
歳入合計	9,108	18	9,126

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 利子及び配当金		△53	・三郷山財産区基金預金利子

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 三郷山財産区基金繰入金		△446	・三郷山財産区基金繰入金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 雑入		517	・森林保険保険金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 財 産 管 理 費	8,085	18	8,103			71	△53
計	8,958	18	8,976			71	△53
歳 出 合 計	9,108	18	9,126			71	△53

(単位 千円)

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	464	財産管理一般事務費 25 積立金
28	繰出金	△446	・三郷山財産区基金積立金 28 繰出金 ・一般会計繰出金

1

2



3

4